

Gr2

賃貸住宅総合保険 2014



みんなの部屋保険 Gr2

日本少額短期保険株式会社
近畿財務局長(少額短期保険)第3号

みんなの部屋保険 Gr2 って… どんな保険?

アパートやマンション等の賃貸住宅にお住まいの方専用の保険です。

火災・盗難・漏水等の事故により、お持ちの家具や家電製品など大切な家財に生じた損害を補償し、
オーナーや第三者に対する賠償責任にもしっかりと対応できます。

つまり、賃貸生活でのさまざまなリスクから入居者をお守りするための…

『みんなの部屋保険 Gr2』です。



※「みんなの部屋保険 Gr2」は、当社の「賃貸住宅総合保険2014」の愛称です。

下記フリーダイヤルで承ります。

ご契約内容に関するお問い合わせ

 0120-080-828

ガイダンス3選択

受付時間 平日9:00~17:00(土・日・祝日はお休みとさせていただきます。)

ご契約の異動(住所変更・名義変更)・解約の受付

 0120-071-161

受付時間 平日9:00~17:00(土・日・祝日はお休みとさせていただきます。)

携帯電話から
も承ります。



上のQRコードから
ジャンプできます。

取扱代理店

 日本少額短期保険株式会社

近畿財務局長(少額短期保険)第3号

〒530-0011 大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪 タワーB 13F
<http://www.n-ssi.co.jp> E-mail:info@n-ssi.co.jp



充実した補償の賃貸住宅総合保険

みんなの部屋保険 G2

主契約

まさかの災害にあったとき、あなたの家財の損害を補償する

大切な家財が火災や破裂・爆発、水濡れ、盗難などで損害を受けた時に保険金をお支払いします。

火災



落雷



破裂・爆発



風災、ひょう災、雪災



落下、飛来、衝突



水濡れ



騒じょう



盗難



床上浸水



補償の対象となる家財

〈主なもの〉

- 家具類・家電製品
- 食器・衣類・寝具類・アクセサリー
- 装飾品・雑貨・食品
- 書籍・趣味・嗜好品・自転車
- 原動機付自転車

特約

さまざまなりスクからあなたを守る

火災や破裂・爆発などの事故により貸主に与えた損害または日常生活上の事故で第三者に与えた損害により法律上の損害賠償責任を負ったときに保険金をお支払いします。

賃貸住宅総合賠償責任特約

借家人賠償責任保険金

火災、破裂・爆発などで借用戸室に損害を与える、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負ったときに、保険金をお支払いします。



個人賠償責任保険金

日常生活(業務中を除く)で、偶然な事故により誤って他人にケガをさせ、または財物に損害を与える、法律上の損害賠償責任を負ったときに、保険金をお支払いします。



この特約の支払限度額は1,000万円です。同一事故で借家人賠償責任と個人賠償責任が同時に発生した場合には、支払限度額をそれぞれの支払保険金額で比例按分した額でお支払いします。

費用

災害時の思わぬ出費をカバーする

災害見舞保険金

保険の目的が損害を受けたために支出を余儀なくされた費用および損害が生じる前の生活状態に復旧するために生じた費用に対して保険金をお支払いします。

残存物取付費用保険金

損害を受けた保険の目的の残存物の取付に必要な費用に対して保険金をお支払いします。

失火見舞費用保険金

火災、破裂または爆発を借用戸室から発生させ、損害が生じた戸室または建物に入居する第三者の所有する動産に損害を与えた場合の見舞金等の費用に対して保険金をお支払いします。

修理費用保険金

火災、落雷、破裂または爆発および盗難などにより借用戸室に生じた損害や凍結により専用水道管に生じた損害および鍵・シリンダーに生じた損害、事故で室内のガラス、洗面台、浴槽、便器に生じた損害について、被保険者が借用戸室の貸主との契約に基づき、自己の費用で損害発生直前の状態に復旧するために支出した費用に対して保険金をお支払いします。

被災転居費用保険金

損害保険金または水害保険金が支払われ、かつ、借用戸室が半損以上となった場合に、転居のために新たに賃貸住宅を賃借する費用に対して保険金をお支払いします。

盗難転居費用保険金

借用戸室内への不法侵入があり、かつ、盗難保険金が支払われる場合に、転居のために新たに賃貸住宅を賃借する費用に対して保険金をお支払いします。

損害防止費用保険金

火災、落雷、破裂または爆発による事故で消火器の薬剤など、損害の発生および拡大の防止のために有益な費用に対して保険金をお支払いします。

特別賠償責任保険金

被保険者の死亡を直接の原因として生じた借用戸室の破壊に対して、損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

保険金支払の事例 みんなの部屋保険G2は、こんなときに活躍します。

上階の部屋で発生した火災の
消火活動のため、
借用戸室の家財が水浸しになった。



家財損害保険金
¥1,000,000
災害見舞保険金
¥200,000
残存物取扱費用保険金
¥50,000

※火災の消火活動による水濡れや破損についても
補償対象となります。

外出中に洗濯機の給水ホースが抜け落ちて
水が噴出し、自室が水浸しとなり、
階下の部屋にも大きな被害が出た。



借家人賠償責任保険金
¥800,000
(自室の損害)
個人賠償責任保険金
¥1,500,000
(階下の損害)

※貸主への賠償として建物の修理費を、階下の入居者
への賠償として家財等の損害を補償します。

窓ガラスを割って空き巣があり、
戸棚から現金10万円とバッグを
盗まれた。



盗難保険金
¥100,000
(現金)
¥30,000
(バッグ)
¥25,000
(窓ガラス修理費)

※通貨は保険の目的に含まれませんが、盗難事故に
ついてのみ補償対象となります。
※警察へ盗難被害の届出をし受理されたことが条件です。

熱割れによりガラスが割れた。



ガラス交換費用
¥30,000

※戸室内の熱割れを含む偶然な事故によるガラス
の破損を補償対象とします。

玄関ドアのシリンダーに
異物を詰められた。



シリンダー交換費用
¥20,000

※1保険期間中1回限りです。

専用水道管が凍結により破損した。



水道管修理費用
¥80,000

化粧品を落としてしまい、
洗面台が破損した。



洗面台交換費用
¥50,000

掃除中に転倒し、
誤って浴槽を破損させてしまった。



浴槽修理費用
¥150,000

トイレ内で転倒し、
誤って便座を破損させた。



便座交換費用
¥30,000

※温水洗浄便座機能の損害は補償対象外です。

自分で守るしかない“類焼損害”

お隣さんの寝タバコが原因で火災が発生、借用戸室の
家財が燃えて、消火活動の放水で水浸しに！「一体、どう
してくれる！」と思って、「失火の責任に関する法律」に
より、お隣さんに損害賠償請求はできません。結局、自分
の財産は自分で守るしかないのでしょう。

水漏れ事故で“大きな被害”

洗濯機の排水ホースの接続不良、お風呂や台所での
水の出しつ放しなど、水漏れ事故は意外に多く発生して
います。階下の人や貸主に多大な迷惑をかけるばかりか、
その損害は当然弁償しなければなりません。階下が店舗
や事業所なら、賠償請求額はさらに大きくなります。

自転車事故でも“高額賠償”

自転車といえども、スピードを出し過ぎて歩行者と衝突
したりすると、被害者の長期入院や死亡・後遺障害にも
つながる重大な人身事故になりかねません。被害者に
に対する高額の治療費、休業補償、慰謝料の支払いなど、
大きな賠償責任が発生します。

万一、事故が発生したときは…

まずはご連絡ください。いつでも、どこからでも事故センターが対応します。

保険金のご請求は…

事故センターの専任スタッフが、迅速できめ細かい対応・相談を行い、
速やかな事故解決と保険金支払いに努めます。



0120-308-838

受付時間／24時間 365日

「安心をありがとう」 あなたの笑顔が、私たちの誇りです。

入居者の方、オーナー、そして不動産業者の方、

すべての方にとっての「ありがたい」を考えた保険をお届けしたい。

もしもの時の安心感、まかせられる信頼感を。

けれども、いちばんの願いは「何も起こらないこと」それだけです。



保険金のお支払いについて

補 償	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
家 財	<p>次の事故により家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none">●火災(火災の消火活動による水濡れの損害を含みます)●落雷 ●破裂・爆発 ●風災、ひょう災、雪災●借用戸室の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊●給排水設備に生じた事故または借用戸室以外の戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ●騒じようおよびこれに類似の集団行動に伴う暴力行為もしくは破壊行為●盗難による盗取、損壊または汚損(1回の事故につき、保険金額の20%または100万円のいずれか低い額を限度)●通貨の盗難(1回の事故につき、20万円または保険金額のいずれか低い額を限度)●預貯金証書の盗難(預貯金口座から現金が引き出された場合、1回の事故につき、200万円または保険金額のいずれか低い額を限度)●水災(借用戸室が床上浸水となった場合、損害額の70%)	<ul style="list-style-type: none">●保険契約者、被保険者の故意、重大な過失、法令違反●貴金属、時計、宝玉、宝石およびこれらに類する物ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の再調達価額が30万円を超える物の損害
主 契 約	<p>次の事故により借用戸室に損害が生じた場合の修理費用を保険金としてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none">●火災、破裂、爆発等および盗難により借用戸室に生じた損害(1回の事故につき100万円を限度)●凍結により専用水道管に損害が生じた場合の専用水道管自体の修理費用(1回の事故につき10万円を限度) <p>偶然かつ突然的な事故により借用戸室に損害が生じた場合の修理費用を保険金としてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none">●ガラスに損害が生じた場合の修理費用(1回の事故につき10万円を限度)●鍵・シリンドラーに損害が生じた場合の修理費用(1回の事故につき5万円を限度)※1保険期間中1回限りとなります。●借用戸室内の洗面台に損害が生じた場合の修理費用(1回の事故につき100万円を限度)●借用戸室内の浴槽に損害が生じた場合の修理費用(1回の事故につき100万円を限度)●借用戸室内の便器・便座・便蓋に損害が生じた場合の修理費用(1回の事故につき100万円を限度)	<ul style="list-style-type: none">●通貨、電子マネー、有価証券、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、印紙、切手その他これらに類する物の損害●借用戸室外にある間に生じた事故による損害●雨漏りによる損害●自然の消耗や電気器具などの故障●地震、噴火、津波を原因とする損害
修 理 費 用	<p>次の事故により借用戸室に損害が生じた場合の修理費用を保険金としてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none">●火災、破裂、爆発等および盗難により借用戸室に生じた損害(1回の事故につき100万円を限度)●凍結により専用水道管に損害が生じた場合の専用水道管自体の修理費用(1回の事故につき10万円を限度) <p>偶然かつ突然的な事故により借用戸室に損害が生じた場合の修理費用を保険金としてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none">●ガラスに損害が生じた場合の修理費用(1回の事故につき10万円を限度)●鍵・シリンドラーに損害が生じた場合の修理費用(1回の事故につき5万円を限度)※1保険期間中1回限りとなります。●借用戸室内の洗面台に損害が生じた場合の修理費用(1回の事故につき100万円を限度)●借用戸室内の浴槽に損害が生じた場合の修理費用(1回の事故につき100万円を限度)●借用戸室内の便器・便座・便蓋に損害が生じた場合の修理費用(1回の事故につき100万円を限度)	<ul style="list-style-type: none">●壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物的主要構造部にかかる損害●玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、掻、垣根、給水塔等で借用住宅居住者の共同の利用に供せられるもの●パッキングのみに生じた損害●鍵自体の紛失および損耗等に関する損害●温水洗浄便座機能に関する損害
特 別 賠 償 責 任	<p>被保険者の死亡を直接の原因として生じた借用戸室の破汚損に関する損害賠償責任(1回の事故につき、保険証券記載金額を限度)※1保険期間中1回限りとなります。</p>	<p>●借用戸室外での死亡</p>
特 約	<p>次の事故により借用戸室に損害を与える、貸主に対し法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none">●火災 ●破裂・爆発 ●借用戸室内で生じた漏水、放水または溢水による水濡れ	<p>●保険契約者、被保険者の故意による損害</p> <ul style="list-style-type: none">●左記以外の事故によって滅失、き損、汚損した場合●建物の瑕疵(かし)によって生じた損害
賃貸住宅総合賠償責任特約	<p>日常生活上の不法行為により他人に損害を与える、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none">●過失によって他人の身体に与えた損害(自転車による人身事故など)●不注意によって他人の財物に与えた損害(買い物中の商品破損など)	<p>●保険契約者、被保険者の故意による損害</p> <ul style="list-style-type: none">●被保険者の職務遂行に起因する損害賠償責任●被保険者相互間で発生した事故による身体の障害または財物の損壊に起因する損害賠償責任●被保険者が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任

補償内容等について

保険の目的

被保険者が所有し、借用戸室内に収容されている家財です。

補償の対象とならない家財

- 自動車(自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます)、船舶(ヨット、モーターボートおよびボートを含みます)、および航空機その他これらに類する物ならびにこれらの付属品
- 通貨、電子マネー、有価証券、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、印紙、切手その他これらに類する物
- 貴金属、時計、宝玉、宝石およびこれらに類する物ならびに書画、骨とう、彫刻物、その他の美術品で、1個または1組の再調達価額が30万円を超える物
- 義歯、義肢またはコンタクトレンズ、メガネ、かつら、医療用機器その他これらに類する物
- 動物および植物等の生物
- 稿本、設計書、図案、雑型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物
- データその他これらに類する物 ●電動車椅子その他これらに類する物

当社の「賃貸住宅総合保険」についてのご注意

- この商品は当社独自のものであり、他の損害保険会社または少額短期保険会社などのものは異なります。ご契約に際しては、補償内容・条件等を十分にご確認ください。
- この商品は、地震による損害を一切担保しておりません。
- 当社の商品は、保険業法に定める保険契約引受け上の制約(保険金額の制限、被保険者数など)を受けるため、ご契約のお申込みをいただいてもお引き受けできない場合があります。

ご契約の際に、ご確認いただきたいこと

- ご契約時にお渡しする「重要事項説明書」は必ずお読みください。「保険金額の決め方(引受け条件)」や「保険料について」、「保険金をお支払いできない主な場合」などにはお客様にとって不利益となる情報も含まれていますので、特にご注意ください。
- 保険金額が過大とならないように、ご家族の構成や借用戸室の間取りなどに見合った適正な保険金額をお決めください。

※詳しくは普通保険契約ならびに特約条項をご参照ください。